

上田市地域防災計画 火山災害対策編

新旧対照表

令和2年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
16	<p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p align="center">第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、ガス等の施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
35	<p align="center">第1.1節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(12) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、指定避難所内の<u>一般スペース</u>では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p align="center">第1.1節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(12) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、<u>一般</u>の指定避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
35	<p>(17) 他の市町村からの被災<u>住民</u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p>	<p>(17) 他の市町村からの被災<u>者</u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
60	<p align="center">第3.3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p align="center">第3.3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 大災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
90	<p style="text-align: center;">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u> ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容 4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により避難勧告が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、開設の際には、前項の浸水想定区域内でないことを確認し、体育館などの開設を行う。 また、<u>指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u> ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
91	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>